

2019年7月1日

賞味期限と消費期限

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺博史

先日テレビを見ていたら、「賞味期限」を過ぎた食品を専門に販売するショップのニュースが出ていた。これまでも、「賞味期限」にかなり近づいた食品を安価で集中的に購入し、それを廉価販売するという店はたくさんあったが、期限を過ぎたものを専門に売るといのは無かったようである。

このショップに商品を売る側が、これまでは「消費者にはもう売れない」ということで廃棄していたものを引き取ってくれるということなので（搬送費も買い手であるこのショップが負担するということなら処理費もかからないというコストカットの面もあり）、ほとんど無料に近い価格で販売、引き渡しをした結果、そのショップでは95%割引といった値付けで売られる物も出ている。

なお、そのショップでは、賞味期限を過ぎた食品はまず従業員が食べて安全性（あるいは味覚）を確認してから、販売しているということであった。

改めて、農林水産省の子供向けの説明を読めば、

まず、消費期限は「書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この『年月日』まで、『安全に食べられる期限』を意味し、お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されている」ということである。

一方、賞味期限は、「書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この『年月日』まで、『品質が変わらずにおいしく食べられる期限』を意味しているとのこと。「スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されるもので（作ってから3ヶ月以上もつものは『年月』で表示することもある）、この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではない」とのことであり、「もし、賞味期限が過ぎた食品があったら、大人の方とそうだんしてから食べましょう。」と付言されている。

このように賞味期限を徒過した食品を食するかどうかは、消費者の判断である。そもそも買うかどうかの判断以前に、既に購入し冷蔵庫の中、あるいは貯蔵スペースに置いてあった期限徒過食品をどうするかという判断を迫られた経験がある人は多いだろう。

「おいしく」食べられなくても、腐っていない限り腹に入れば良いというのは、コストと効果のトレードオフの問題であろう。しかし、味の問題だけではなく、含まれている材料の劣化の程度、あるいは添加物が経時的変質の後にどのような作用を身体に与えるのかどうか、という点まで考えて判断しているかどうかも本来は吟味する必要があるはずである。また、「賞味期限」が記載されている「いたみにくい」食品にも「消費期限」はやはりあるはずである。

お店が売る際の基準と消費者が食べる際の基準が違ってもおかしくないというのは、一つの考え方であるが、このようなショッパが出て来たときには、そのズレ、違いをどう認識し、評価するかは改めて考える必要が出て来よう。

例えば経験的に、3ヶ月後のX日と書かれている賞味期限徒過後、2ヶ月くらいは大丈夫だと言って食べて来た食品について、製造者側が「売れないともったいないので、これまで保守的に短くして来た賞味期限だからこのくらいの延長は全く問題ない」という自らの判断で同じ品質の製品の賞味期限を4ヶ月後に延長した場合に、その延長の事実を知らないままに、やはり今まで同様に期限徒過後2ヶ月経っても食べることは大丈夫なのか？ それとも、これまでの計5ヶ月がギリギリの期間だったとすれば、新しい賞味期限徒過後の可食期間は1ヶ月が限界になるのだろうか？

と、以上書いて来たが、食品の品質問題に特に私が頭を突っ込もうという訳では無い。このニュースを聞いて、金融の世界でも、そこでの販売「商品」の説明振りに変容が出来るのか、あるいは販売商品の性格によってはそれを売る店舗、機関の(一定期間の)永続性との間に関連性があるのかどうかという点について、新しい切り口から考えなおす必要があるのではないかと、思ったところである。

既存の金融機関の存在そのものについても、急速には「傷みにくい」ものであることもありその「賞味期限」が論議の対象になり、その期限がいつなのかという分析と認識が深化され、そしてそれを如何に伸ばしていくかの検討は進められているが、これらにも必ず「消費期限」があるのだという冷酷かつ厳粛な認識は必ずしも共有されていない感じがする。

もちろん、金融の世界は食品と違って、時間に対して一方向に不可逆的に全てが劣化していくわけではない。特にシステムそのものについては、革新を加えることによって、可逆的に、より長持ちするように変えていくことも、強い覚悟と実際の行動があれば、可能である。しかし、扱う商品の一部には、販売時点での法制なり市場ルールに起因する制約により、不可逆的にしか扱えないものもあろう。

食品について「過度に短い」賞味期限を延長したらどうかという推奨を公的機関がしているとすれば、「過度に保護的な」基準を緩めるべきではないかという議論が金融について起こることもありえよう。

カネと命という人間にとって重要な事物について、正確な情報が必要であることは言

うまでもないが、どのようなリスクを如何に認識して、かつ投資の最終判断を下すか、という点に影響を与える各種情報の内容・水準の点検と、それを誰が提供するののかという責任分担も含め、少し考えて行きたいと考えている。

以上

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2019 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>